

	こ 成 保 第 15 号
	令和 5 年 4 月 19 日
第一次改正	こ 成 保 第 54 号
	令和 5 年 6 月 6 日
第二次改正	こ 成 保 第 6 号
	令和 6 年 1 月 18 日
第三次改正	こ 成 保 第 207 号
	令和 6 年 3 月 29 日
第四次改正	こ 成 保 第 103 号
	令和 7 年 2 月 6 日
第五次改正	こ 成 保 第 298 号
	令和 7 年 4 月 11 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

認可保育所等設置支援等事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援等事業を次により実施し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

記

1 事業の種類

本通知による事業は以下の事業とする。

- (1) 保育所等改修費等支援事業
- (2) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業
- (3) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- (4) 民有地マッチング事業
- (5) 保育環境改善等事業

2 事業の実施

1の各事業の実施及び運営に関しては、それぞれ以下の実施要綱によること。

- (1) 保育所等改修費等支援事業実施要綱（別添1）
- (2) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱（別添2）
- (3) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱（別添3）
- (4) 民有地マッチング事業実施要綱（別添4）
- (5) 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

- （１）３の（１）及び（２）（ただし、④を除く。）の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

- （２）３の（２）の④のア

- ① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下４（５）において同じ。）を対象とする場合
実施主体は、市町村が認めた者とする。

- ② 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の２に基づく届出を行っている施設（法第６条の３第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外の居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）。以下（３）、（４）、４（５）、（６）及び（７）において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が認めた者とする。

- （３）３の（２）の④のイ

- ① 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下（４）、４（６）及び（７）において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

- ② 認可外保育施設を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

- （４）３の（２）の④のウ

- ① 保育所、認定こども園、地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

② 認可外保育施設を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

3 事業の内容

(1) 基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業又は病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な体制整備を行う事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業（（※）「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日付雇児発0417第4号雇用均等・児童家庭局長通知）に掲げる3歳児受入れ連携支援事業を行うために必要となる既存保育所等の改修等を行うものを含む。）

② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の4（3）に基づく事業（以下「病児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な改修等を行う事業

③ ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

休憩時間とは別に、物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

(2) 環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児（人口呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）（以下、「障害児等」という。）を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所及び認定こども園の分園の設置を推進するため、分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置又は更新するための

改修等を行う事業

④ 安全対策事業

ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業

イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

ウ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業

⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に法第6条の3第7号に基づく一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦ 感染症対策のための改修整備等事業

4（12）に定める対象施設において、感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等を行う事業

⑧ 保育環境向上等事業

4（13）に定める対象施設において、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

4 対象事業の制限

（1）次に掲げる事業については、対象としないものとする。

① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業（3の（2）の③、⑧の事業を除く。）

④ 保育所等設置促進等事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業

⑤ 保育環境向上等事業について、冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業

（2）本事業の実施については、3に掲げる事業ごとに、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。（ただし、3の（1）の①から③及び（2）の①、②、⑤及び⑥の事業については、新たな需要への対応が必要な場合には、経過期間に関わらず再度実施することができる。）

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合は

この限りではない。

- (3) 保育所等設置促進等事業（ただし、（※）を除く。）及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設するものを対象とすること。
- (4) 熱中症対策事業の対象施設については、公立の保育所及び認定こども園を除く。
- (5) 安全対策事業のAの実施については、以下①～⑤を満たすものとする。

- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。
- ② 対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、③に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。
- ③ 対象機器については、②に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

- ④ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができると、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」

（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

- ⑤ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対

象外とする。

(6) 安全対策事業のイの実施については、以下①～③を満たすものとする。

- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、認可外保育施設とする。

なお、地方公共団体が運営するもの及び証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。

- ② 対象機器については、GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

- ③ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。

(7) 安全対策事業のウの実施については、以下①～③を満たすものとする。

- ① 対象施設については、保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、認可外保育施設とする。

なお、地方公共団体が運営するもの及び証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。（以下「対象施設等」という。）

- ② 事業の内容は、対象施設等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うものとする。

- ③ 事業にあたっては、以下に留意すること。

- ・カメラ設置の要否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
- ・カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

(8) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施している保育所等、及び当該年度中又は翌年度中に病児保育事

業（体調不良児対応型）の実施を予定している保育所等を対象とすること。

- （９）障害児受入促進事業については、当該年度中又は翌年度中に障害児等の受入れを予定している保育所等を対象とすること。
- （１０）保育所等設置促進等事業により保育所等を設置する場合に限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。
- （１１）放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業については、当該年度中又は翌年度中に一時預かり事業の実施を予定している放課後児童クラブを対象とすること。
- （１２）感染症対策のための改修整備等事業の対象施設については、保育所、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く）、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所とする。
- （１３）保育環境向上等事業の対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所とする。

５ 費 用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。